

指定機関等の届出事項一覧表

		医療機関 指定申請書	助産機関・施術機 関 指定申請書	介護機関 指定申請書	変更届書	廃止届書	休止届書	再開届書	辞退届書	口座振替依頼 書	添付書類
新しく指定を 受ける場合	病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーション	○								△(検診料等 振込む場合)	
	助産師・施術師(助産所・施術所ごと)		○							○	担当施術種別ごとの免許 証の写し
	介護機関(みなし指定不要の申し出をしていた機関、 平成26年6月以前に介護保険法指定済み機関等)			○							
既に指定を 受けている 場合	1 医療機関コード等が変更になった場合 (1) 移転 (2) 開設者交代 ア 個人の交代(A氏→B氏) イ 個人⇄法人 ウ 法人が別法人へ変更した場合 (3) 病院⇄診療所へ変更した場合	○				○				△(検診料等 振込む場合)	
	2 医療・介護機関コード等が変わらない場合 (1) 名称の変更 (2) 住居表示、地番整理による変更 (3) 開設者の変更 (4) 診療科目の追加変更 (5) 移転(助産・施術師・訪問看護ステーション)					○				△(検診料等 の振込口座に 変更がある場 合)	
	生活保護法による指定有効期限の更新を行う場合 (医療機関のみ対象)	○									
	1 医療機関の個人開設者が死亡した場合 2 業務を中止した場合 3 介護保険機関で機関コードが変更になる場合						○				
	1 勤務する医師等が死亡し、又は辞職 等をしたため、サービスを提供することができなくなっ たが、当該指定機関の開設者がこれを補充する意思 及び能力を有する場合 2 開設者等が自己の意思により当該業務を休止し た場合							○			
	業務を休止した指定機関が業務を再開した場合							○			
	生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定 のみを辞退する場合(業務は継続) ※任意に辞退を行うことができるが、30日以上の前 告期間が必要									○	

※その他 … 介護保険法の指定を受ける機関で、生活保護法の指定を希望しない場合は、申出書にて申し出てください。